

福島市立幼児教育・保育施設民間移行にかかる質問事項に対する回答

※順不同

質問1 【渡利幼稚園既存園舎について】

既存設計図書内に敷地面積を示す図書が存在しないため、敷地面積の算出ができない状況である。丈量図・敷地現況図(敷地面積・建物周囲や道路レベル・現況建築物配置含む)を提示していただきたい。

計画通知を確認しましたが、測量図はありませんでした。計画通知に添付の配置図に「敷地面積：謄本による」との記載があるため、登記簿謄本の面積を正として申請しているようです。

建物周囲、現況建築物配置については、既存完成図書のとおりです。

質問2 【渡利幼稚園既存園舎について】

既存園舎の改修または解体にかかるアスベスト事前調査は移行事業者で対応が必要か。もしくは市で行う予定はあるか。

市で実施する予定はありません。「石綿障害予防規則」第3条の規定により、解体又は改修(封じ込め又は囲い込みを含む)の作業を行うときは、石綿による労働者の健康障害を防止するため石綿等の使用の有無を調査しなければならないことから移行事業者にて対応をお願いします。

質問3 【渡利幼稚園既存園舎について】

既存の空間線量モニタリングポストの引き継ぎは必須か。その場合、現状の経費及び移設方法などの詳細について教えていただきたい。

空間線量モニタリングポストは、国の所有物となりますが、移行事業者の意向に応じて撤去・移設は可能です。その場合は、福島市環境課モニタリングセンター経由で国に申請書を提出し、国が指定した業者が撤去・移設を行います。撤去費用は基本的に国が負担しますが、移設費用は自己負担となる場合があります。なお、申請から撤去まで3~6か月程度を要します。

また、管理・保守費用については国が負担しております。

質問4 【既存園の安全対策について】

渡利幼稚園にて、現在行われている水害対策、保護者へ提示している災害時の対応(連絡方法や帰宅困難時の対応等)の参考資料があれば提供していただきたい。

別紙「洪水時の避難確保計画」のとおりです。

質問５ 【既存園の一時預かり事業について】

東浜保育所で現在行っている一時預かり事業の利用定員、金額を教えてください。

利用定員は 15 人（１日１施設あたり）、金額は下記のとおりです。

- ・ 未満児 ４時間未満：1,000 円、４時間以上：1,500 円
- ・ 以上児 ４時間未満： 500 円、４時間以上：1,000 円

そのほか副食費 115 円、おやつ 50 円を必要に応じて徴収しています。

質問６ 【既存園の保育 ICT システムについて】

東浜保育所、渡利保育所ではコドモンを使用されていると思うが、日々の連絡帳の機能も利用しているか。

未満児については紙の連絡帳を使用しています。

以上児については、保護者からの欠席やプールの可否等について連絡受付機能を利用しており、施設からの連絡は連絡帳機能ではなくお知らせ一斉配信機能を利用し、クラス単位での日々の様子や行事のお知らせ等をしています。

質問７ 【公立施設における園児の健康診断等について】

公立施設における園児の健康診断、歯科検診は年２回の開催か。

内科健診は年２回、歯科健診は年１回の開催です。

質問８ 【開発許可について】

民間移行園舎の増築又は新築をするにあたり、分流地域で雨水排出抑制を受けるにあたり開発要綱を改めて適合させる旨の指導を受けると想定されるが、現状の水路放流につき流末調査等は移行事業者で対応が必要か。もしくは市で行う予定はあるか。

市で実施する予定はありません。現状の水路放流についての流末調査等は移行事業者にて対応をお願いします。

質問９ 【民間移行園の施設整備の条件について】

別紙２「４．施設整備の条件」中、（２）において「遊戯室を必ず設けることとし、児童の活動に支障のない広さとすること」と記載があるが、「1.98 ㎡×満２歳以上の児童数」の面積が必須ではないという認識でよいか。

ご認識のとおりです。

なお、当市においては、「福島県保育所設置認可要綱」に準じて、満２歳以上の幼児に係る面積は、常時保育を行う部屋のみで、幼児１人につき 1.98 ㎡以上という基準を満たすことが望ましいとしています。

質問 10 【民間移行園の施設整備の条件について】

別紙2「4. 施設整備の条件」中、(9)において「バルコニー等のほか園児の転落事故を防止する設備を設けること」と記載があるが、窓の開口制限等の転落防止措置が施されていれば、バルコニーは必須ではないという認識でよいか。

「福島市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」第34条7号イの規定により、保育室等を2階に設ける場合は、避難用の設備を設けなければならないため、「屋外階段やバルコニー等」と記載しております。転落防止措置のために必須としている設備ではありません。

「福島市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」

第34条7号イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2 階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から2階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。） 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段

質問 11 【民間移行園の施設整備の条件について】

病児保育室、安静室の最低面積基準について、病児保育室は1室 8.0㎡以上、安静室は3.3㎡を下回らないという認識でよいか。

「福島市病児保育事業（病児・病後児対応型）実施要綱」第5条の規定により、保育室及び観察室又は安静室の面積について明確な基準は定めていませんが、病児保育事業の目的に沿った適切な面積を確保してください。また、事故防止及び衛生面に配慮されているなど、児童の養育に適した場所としてください。

質問 12 【民間移行園の施設整備の手法について】

既存園舎の改修と新築の園舎を整備する場合、又は既存園舎を解体し新築の園舎を整備する場合、「解体」「改修」「新築」はそれぞれ入札を行う必要があるか。

福島市保育所等整備事業費補助金の交付を受けるためには、「改修＋新築」又は「解体＋新築」工事を一括で発注する場合はまとめて 1 件の入札となりますが、異なる事業者が発注する場合は、それぞれ入札を行う必要があります。